

# 第 1 回幕別町議会臨時会

## 議 事 日 程

平成17年第 1 回幕別町議会臨時会  
(平成17年5月12日 9時57分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条, 第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
12番 佐々木芳男 13番 古川 稔 14番 坂本 偉
- 日程第 2 会期の決定 5月12日（1日間）  
（諸般の報告）
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（平成16年度幕別町一般会計補正予算  
（第 6 号））  
承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（地方税法の改正に伴い町税条例の一部改正するもの）  
議案第32号 工事請負契約の締結について（幕別町浄化センター中央制御設備更新工事）

# 会 議 録

平成17年第1回幕別町議会臨時会

1. 開催年月日 平成17年5月12日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 5月12日 9時57分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (21名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- |         |          |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江  | 2 中橋友子   | 3 野原恵子  | 4 牧野茂敏  | 5 前川敏春  |
| 6 助川順一  | 7 堀川貴庸   | 8 乾 邦広  | 9 小田良一  | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹  | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 金子隆司
教 育 長 沢田治夫	総務部長 菅 好弘	企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志	経済部長 中村忠行	建設部長 高橋政雄
教育部長 藤内和三	札内支所長 本保 武	総務課長 川瀬俊彦
水道課長 橋本孝男	糠内出張所長 中川輝彦	監査事務局長 森 広幸
町民課長 田村修一	商工観光課長 熊谷直則	保健福祉センター所長久保
保健福祉センター所長 久保雅昭	給食センター所長 仲上雄治	土木課長 佐藤和良
車両センター所長 森範康	都市計画課長 田中光夫	学校教育課長 八代芳雄

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

8. 町提出議案

承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成16年度幕別町一般会計補正予算(第6号))

承認第2号 専決処分した事件の承認について(地方税法の改正に伴い町税条例の一部改正するもの)

議案第32号 工事請負契約の締結について(幕別町浄化センター中央制御設備更新工事)

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

12番 佐々木芳男 13番 古川 稔 14番 坂本 偉

# 議 事 の 経 過

(平成17年5月12日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから平成17年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## 「議事日程の報告」

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## 「会議録署名議員の指名」

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、12番佐々木議員、13番古川議員、14番坂本議員を指名いたします。

## 「会期の決定」

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。  
次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。  
西尾助役。
- 助役（西尾治） 4月1日付けで、職員の人事異動を実施しておりますので、人事異動後初の議会となりますことから、職員の紹介をさせていただきたいと思います。  
最初に部長職から紹介をさせていただきます。  
総務部長、菅好弘。  
民生部長、新屋敷清志。  
企画室長、佐藤昌親。  
建設部長、高橋政雄。  
札内支所長、本保武。  
次に、課長職であります。  
総務課長、川瀬俊彦。  
税務課長、前川満博。  
糠内出張所長、中川輝彦。  
保健福祉センター所長、久保雅昭。  
町民課長、田村修一。  
商工観光課長、熊谷直則。  
土木課長、佐藤和良。  
都市計画課長、田中光夫。  
車両センター所長、森範康。  
水道課長、橋本孝男。

議会事務局議事課長、横山義嗣。

学校教育課長、八代芳雄。

給食センター所長、仲上雄治。

農業委員会事務局長、飛田栄につきましては、本日、出張いたしておりますので、名前だけ紹介をさせていただきます。

以上で、紹介の方を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

「常任委員の選任」

○議長（本保証喜） 日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に申し上げます。

私は総務文教常任委員会に所属いたしましたが、議長の職責上、常任委員を辞任いたしたく、辞任願いを提出いたします。

なお、この場合、私は除斥の対象となっておりますので退席をいたします。

副議長、議長席に着席願います。

ここで暫時休憩いたします。

10：01 休憩

10：01 再開

○副議長（瀬瀬太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま、総務文教常任委員に選任されました議長より常任委員の辞任願いが提出されました。

議長は、各委員会への出席権が与えられていること、さらに、本会議における可否同数の際の裁決権などを有しております。

また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（瀬瀬太郎） 異議なしと認めます。

よって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで議長職を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

10：02 休憩

10：02 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先に決定いたしました各常任委員会で、会議を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。

10:03 休憩

10:13 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、各常任委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に坂本偉議員、副委員長に中野敏勝議員。

民生常任委員会委員長に乾邦広議員、副委員長に前川敏春議員。

産業建設常任委員会委員長に伊東昭雄議員、副委員長に小田良一議員。

以上のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員はお手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会で、会議を開催いたしますので暫時休憩いたします。

10:15 休憩

10:23 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に永井繁樹議員。

副委員長に助川順一議員。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

「特別委員会の設置」

○議長（本保証喜） 日程第6、議会広報特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしましたとおり、名称・目的・定数・期間・閉会中の継続審査などを定めた議会広報特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。  
議会広報特別委員会で、会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10：25 休憩

10：31 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会広報特別委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

委員長に野原恵子議員。

副委員長に牧野茂敏議員。

以上のとおり、議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

「付託省略」

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第7、承認第1号から日程第9、議案第32号までの3議件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、承認第1号から日程第9、議案第32号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

「議案審議」

○議長（本保証喜） 日程第7、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

別にお配りしております補正予算書の1ページをご参照いただきたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただきましたので、報告し、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成16年度幕別町一般会計補正予算であります。

補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成16年度幕別町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,974万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億8,221万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、繰越明許費の補正でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

平成16年度実施の道営畑総事業につきまして、事業の一部が年度内に完了しないことにより、その未完了分を平成17年度に繰越をさせていただいたものであります。

南幕別道営畑総事業につきましては、延長546メートル分の農道改良工事を繰り越すものであります。これは隣接農地の区画整理事業の完了が遅れたことによるものであります。

また、西幕別道管畑総事業につきましては、実施予定の畑かん工事におきまして、土地所有者の変更等があったため、畑かん支線ルートの一部を変更し、その事業を繰り越したものでありますが、その際、事業内容の変更協議に時間を要した理由からでございます。

続きまして、地方債の補正でございます。

第3表地方債の補正。変更といたしまして、相川道管畑総事業が全体で9件となります。

今回、補正をいたしております地方債の関係につきましては、全体として5,940万円の増額補正をさせていただいておりますけれども、これらすべての起債につきましては、財源調整分として各事業の一般財源部分に充当するため起債発行をするものでございまして、一般公共事業の財源対策債として認められました5,940万円を一般財源分に振り替えるような形で起債の変更をさせていただいたものであります。

起債の調整分につきましては、元利償還分の50%が交付税で措置されるものでございます。

続きまして、歳出からご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思っております。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、761万1,000円の減額であります。中小企業への融資に係ります保証料補助金並びに利子補給費補助金の確定にともなう減額補正であります。

次に、6目企業誘致対策費、1,213万円の減額であります。

工業団地の用地取得資金に係ります貸付金の確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、歳入であります。6ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入、2款地方譲与税、1項所得譲与税、1目所得譲与税、63万2,000円の追加であります。額の確定によるものであります。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、1,999万2,000円の追加であります。この目につきましても額の確定によるものであります。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、718万6,000円の追加であります。同じく額の確定によるものであります。

次のページになりますが、3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、126万4,000円の追加でございます。本目も額の確定によるものでございます。

次に、8ページになりますが、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、27万9,000円の減額であります。本目も額の確定によるものであります。

次のページになりますが、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、57万円の追加であります。本目も同様に額の確定によるものでございます。

次に、10ページになりますが、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、3,904万7,000円の追加であります。本目も額の確定によるものでございます。

11ページになりますが、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、63万5,000円の追加であります。ゴルフ場利用者の人数の確定により追加であります。

次に、12ページになりますが、8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、187万9,000円の追加であります。本目も額の確定によるものでございます。

次のページになりますが、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1億7,545万9,000円の追加であります。特別交付税であります。平成16年度の特別交付税の確定額につきましては、2億8,139万円であります。前年度、平成15年度の2億9,113万4,000円に比較いたしますと、対前年度比3.3%の減となるものであります。

当初、特別交付税につきましては、総体として30%程度の減額がされるということでお話を伺っていたところでございますけれども、忠類村との町村合併が決定したことなどの特別事情によりまして、十勝管内では最も小幅な減額にて交付されたものであります。

なお、十勝管内平均では、対前年度比10.7%の減という結果になってございます。

14ページになりますが、12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全

対策特別交付金、30万9,000円の追加でございます。本目も額の確定によるものでございます。

15ページになりますが、19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、1億8,370万5,000円の減額でございます。

当初、減債基金からは、3億6,605万9,000円の取り崩しを予定していたところでございますけれども、歳入の増等によりまして、積み戻しが可能になりましたことから、結果として、この基金からは1億8,235万4,000円の取り崩しとなるものでございます。

なお、平成16年度末におけます減債基金の現在高でございますが、9億1,340万円となるものでございます。

次に、2目財政調整基金繰入金、1億3,000万円の減額でございます。3月の整理予算の段階では、財政調整基金からの取り崩し額2億3,000万円でございますけれども、歳入の増等によりまして、積み戻しが可能になったことから、結果としてこの基金からは1億円の取り崩しとなるものでございます。

なお、平成16年度末における財政調整基金の現在高でございますが、9億804万円ということになります。

16ページになりますが、21款諸収入、3項貸付金元利収入、10目工業団地取得資金貸付金元金収入、1,213万円の減額でございます。

用地取得資金に係ります額の確定に伴う減額補正でございます。

17ページになりますが、22款町債、1項町債、3目農林業債、1,000万円の追加でございます。

先ほど、地方債の補正のところの説明をさせていただきましたように、今回は調整分として一般財源分に充当しておりますので、事業費の確定ということではなく、一般財源に充当するための起債発行でございます。

次に、4目土木債、4,940万円の追加でございますが、この目に関しても同様のことでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成17年3月25日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告し、承認を求めようとするものでございます。

お手元に配付しております説明資料のほか、改正概要をお配りしているかと思いますが、概要の方で説明をさせていただきます。

概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、個人町民税の改正についてであります。改正項目の1点目、条例第24条第1項第2号

につきましては「非課税の範囲」を規定したものでございますが、年齢 65 歳以上の者のうち、前年の所得金額が 125 万円以下の者に対する個人町民税の非課税措置を廃止するものであります。

ただし、経過措置といたしまして、平成 17 年 1 月 1 日現在において 65 歳以上であった者で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の者に係る町民税の額につきましては、平成 18 年度分については、所得割及び均等割の税額の 3 分の 2 を減額し、平成 19 年度分につきましては、所得割及び均等割の税額の 3 分の 1 を減額する措置を講じるものであります。

これは、現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保すべきであるというような観点からの改正をされたものであります。

次に、改正項目の 2 点目、条例附則第 8 条第 1 項につきましては「肉用牛の売却に係る町民税の課税の特例」を規定したもので、これは肉用牛の売却により生じた事業所得に対する所得割額を免除する措置を講じている特例であります。肉用牛生産を巡る状況は依然として厳しいことから、今回適用期間を平成 21 年度まで 3 年間延長することとしたものであります。

次に、改正項目の 3 点目、条例附則第 19 条第 2 項についてであります。これは「株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例」についての規定で、証券取引所に上場されている株式、いわゆる公開株式等で、その所有期間が 3 年を超える株式を、上場等の日以後 1 年以内に行われた株式等の譲渡について、その譲渡所得等の金額を 2 分の 1 とする課税の特例を廃止するものであります。現在、上場株式等については優遇税率、町民税 2 % が適用されておりますことから適用停止となっております。今回廃止をするものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思ひます。

次に、改正項目の 4 点目、条例附則第 19 条の 2 につきましては「特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」についての規定でございますが、特定口座で管理されていた株式について、発行会社の倒産等により無価値化損失が生じた場合に、株式等の譲渡損失とみなすことができることとする特例の新設でありまして、平成 17 年 4 月 1 日以後に特定口座内保管の上場株式等について上場株式等に該当しないこととなった場合について対象とするものでございまして、平成 18 年度以後の年度分について適用とするものであります。

次に、改正項目の 5 点目、附則第 21 条第 7 項につきましては「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例」を規定したものでございます。これはベンチャー企業等を支援する観点から、特定中小会社が発行した株式について、上場等の日の前日までに譲渡等による損失が生じた場合における繰越控除の特例や 2 分の 1 課税の適用期限を 2 年間延長し、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成 19 年 3 月 31 日まで延長することとしたものであります。

次に、改正項目の 6 点目、附則第 16 条の 4 第 2 号につきましては「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例」を規定したものでございますが、地方税法の改正に伴いまして引用条項を整理するものであります。

次に、3 ページをお開きいただきたいと思ひます。

固定資産税の改正についてであります。

改正項目の 1 点目、条例第 63 条の 3 第 2 項につきましては、「被災区分所有家屋の敷地に供された土地に課する固定資産税のあん分の申し出」についてでございます。昨年度は相次ぐ台風の襲来に伴う風水害や新潟県中越地震をはじめとする、自然災害が頻繁に起こりましたことから、災害対応関係の充実を図るべく特例措置を創設したものでありまして、災害による長期避難者が当該地に係る固定資産税額のあん分の申し出ができる期間について、被災年度の翌年度から避難等の解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までを対象とするものであります。

次に、改正項目の 2 点目、条例第 74 条の 2 第 1 項につきましても、1 点目と同様に災害対応関係の特例措置の充実を図るための改正で、震災等により滅失又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地を、住宅用地とみなす特例を受けるための申告について、災害による長期避難等の解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度を適用対象として追加するもの

であります。

次に、特別土地保有税の改正についてであります。

改正項目の1点目、条例附則第15条につきましては、読替規定でありまして、地方税法の改正により特別土地保有税の非課税の対象となる土地の取得のうち、預金保険機構の委託を受けて取得した不動産をはじめ平成17年3月31日で、その適用期限が到来する7項目の不動産に対する非課税措置が廃止されたことに伴い、引用条文を整理するものであります。

次に、改正項目の2点目、条例附則第15条の2につきましては、土地特別保有税の課税の特例についてであります。平成17年3月31日で適用期限が到来する防災街区整備推進機構の土地及び防災街区整備権利移転等促進計画に基づく防災施設等の用に供される土地の取得に対する課税の特例を廃止するもので、本条例は平成17年度以後の年度分から適用となるものであります。

なお、本条例の適用日は、平成17年4月1日ですが、それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、附則に規定をいたしたところであります。

以上で、説明を終らせていただきます。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 内容とも関連はしてくるのですが、議案の提案された理由といたしますか、そのことについてお尋ねしたいのですけれども。

税条例の一部改正ということで、これは専決処分承認事項として出されました。

ただいまの助役の説明では、法の施行が17年の4月1日になっていることからということですが、この適用の欄をみますと、実際に実施されるというふうになるのは、1番目、2番目、3番目、4番目もそうでしょうか、18年度以降の実施になっていますね。

特に1番目については、18年、19年ということですから、実際の実施までには、今は平成17年の5月ですから、10カ月近くあるというふうに思います。

専決処分される際には、その実施までに議会を開く暇がないというようなときにとられる手法だというふうに思うのですが、現実にはそれだけの期間があるにもかかわらず、専決処分の手法をとられたというのは、ほかにもいろんなことが生じてくるのだらうと思いますので、その辺の説明をお受けしたいと思います。

○議長（本保証喜） 助役。

○助役（西尾治） 今、ご質問のご主旨は、例えば、今まで65歳以上の者を、125万の所得以下の方については非課税であったと。この方の課税については、平成18年度から課税されるものであると、少なくとも今回、専決処分でなくても十分議案審議として提出することができるのでないかというご質問であったかと思えます。

たまたま経過措置として、この基準日については、平成17年の1月1日現在、65歳以上の者であった者を対象とするという基準日が定められておりますことから、私どもとしては、それらの関連から、今回は専決処分で、4月1日の時点での基準日としては、今年の17年の1月1日ということが基準として定めておられましたことから、専決処分にすることの方がふさわしいだろうという判断の中で、今回、専決処分にさせていただいたということでございます。

もともと地方税法の改正自体をもとにして、町税条例が引用されている部分がございますので、どうしても国の定め方がぎりぎりの時点でないと、なかなか日切法案等の関係がございますので、どうしても3月の末日になるというような経過もございますことから、専決処分の形をとらせていただいております。

基準日の関係もございまして、そういう措置をとらせていただいたということで、ご理解を賜ろうかなというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番(中橋友子) 国の方の決定といいますか、日切法案ということも言われましたけれども、確かにこれまでもそういう案件というのはあったと思うのですよね。

ただ、うちの町で、条例の改正、特に税条例の改正等については、多くは定例会に提案されることが多かったと思うのですよね。

それだけ、町民の方に与える影響も、今回も影響もお伺いしようと思うのですが、かなりのものが出てきますので、十分な審議、あるいは議会側の判断する権限というものも保障されていかなければならないと思うのですよね。

専決処分という形をとられますと、いろいろ説明をいただいても、国の関係でありますから、そういうものについて変えようがないという面をもちながらも、しかし、理事者側が提案して承認を求めるといことになれば、議会側の権限の及ぶところではないということにもなっていくのではないのでしょうか。

そういうことを考えれば、確かに法の施行が4月1日であったにしても、実施は18年の4月からということになりますから、期間がある場合については、極力専決というのは避けて、やはり定例会等にきちっと提案していただくというのが、民主的な運営といいますか、そういうことになるのではないかと思います。

○議長(本保証喜) 西尾助役。

○助役(西尾治) お話しの趣旨は確かにそのとおりだと思います。

地方税法といいながらも、実際の適用は町条例に謳って初めて町民に対する効力を発するという意味合いからすれば、中橋議員のご質問のとおりだと思いますが、多分に町税法等の税条例の改正につきましては、なかなかそれぞれの単独の市町村において、それらを判断するというのは、極めて、今現状からすると難しい状況でございますし、税の施行自体が、先ほど言いましたように、例えば、基準日であったり、あるいは施行期日が4月1日であったりというようなこともございまして、どうしても専決処分に頼らざるを得ないという実態も、一方ではご理解を賜ればなというふうに思います。

そこで、町として、恣意的なこと、いろんなことが判断してやれるような内容が多分含まれているのであれば、お話しでございますように、極力議会のご審議を経た中で、条例を定めていくというのは本来の姿であろうというふうに、私どもも考えておりますし、今、ご指摘ありましたことについても、十分今後の審議の中で、そういうふうに、例えば、分けて提案することができるのかどうか。いろいろなことも含めて検討はさせていただきたいとは思いますが、現状の中ではなかなかそういう税法上の問題は難しい面があるのかなという思いも一方でいたしております。

なお、影響等については、今、税務課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長(本保証喜) 税務課長。

○税務課長(前川満博) 今回の改正の中で、特に町民の方に影響を受けるというのは、65歳以上の方の非課税措置の廃止、この部分だと思います。

これが65歳以上の高齢者の方で、控除後の所得が125万円以下の方、幕別町では601名、現在私の方では把握しております。

その中で、新たに今回の措置で課税対象となる方は、均等割、初等割とも課税される方が7名、均等割のみ課税となる方が3名、合計10名ほどになるかというふうに思っております。

そのほかの591人の方につきましては、従前からあります非課税措置、これに基づきまして、所得割、均等割とも非課税になるかというふうに思っております。

影響額につきましては、26万円ほどになるかと思っております。

ただ、このうち、18年度は減額措置3分の2というものがございまして、18年度につきましては、8万7,000円ほどになるかというふうに思っております。

○議長(本保証喜) 中橋議員。

○2番(中橋友子) 国の法改正のもとで進めていく幕別町の事務整理といいますか、条例改正に当たっての苦慮されている状況については理解をしております。

しかし、どうしても最初に申し上げましたように、期間があるにもかかわらず、専決されるということには、やはり極力避けるべきだというふうに思うのですよね。

それで、例えば、これも来月6月が定例会予定されているわけですが、今日の提案ではなくて、6月に提案されたというふうになった場合には、どんな不都合が生じてくるのでしょうか。

そして、その専決ではなくて、きちっと議案の提案として出されるということは考えられなかったのでしょうか。

それを伺います。

それから、影響額のことについてであります。これは当然非課税の方たちが、課税になってくると、同じように国民健康保険税、あるいは介護保険料、公住に入っていれば公営住宅というような形で影響が出てくるかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） こういった税条例も含めて、負担増になるようなものの改正の中で、私ども気をつけなければならないのは、例えば、4月1日施行という場合に、現状の負担が増になるような改正については、極めて遡及しづらいという問題が出てまいります。

ですから、ものによっては先ほど言いましたように、例えば、分けて提案するような手法もとれないのかどうなのか、そういう検討は十分させていただきますけれども、実際に税条例等で、いつからどう引き上げるのだということが、国の法律として4月1日施行されたと。では、うちがそれを後でやることによって、その年度分の増額ができないだとかと、いろんな支障が生じる場合も、場合によっては出てまいります。というのは、適用の期限によってはです。それがすべてだとは思いません。

ですから、そういうことの精査も十分していかないと、単純に課税が間に合うからその時点でやればいいということだけでは括れない面もあるのかなと。

これは一つひとつきちんと精査しなければ十分わからない面がありますけれども、先ほど言いましたように、私どもとしても原則はやっぱり町の条例ですから、議会の中で極力専決処分ではなくて、ご審議をいただくというのが建前でもあるし、基本であるということは十分押えております。

ただ、先ほどから言いますように、国の法律との関係の中で、それを超えてうちがいろんな意味で判断をしながら、つくらなければならない条例とは若干地方税法の場合は異なる面もあるのかなという面も一方でしておりますので、それらの兼ね合いをどう考えていくのか。

今、ご指摘ありましたようなことも、これからの改正の中にあっては、例えば、分けるような手法もとれるのかどうなのかも含め、十分私どもとして、それらの手法については、検討させていただきたいというふうに考えております。

ただ、現状ではなかなか難しい面もあることもご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今回、65歳以上の非課税措置の廃止、これに伴って直接、この法の改正によって、ほかの者に影響があるかどうかというのは、今のところ私たちの方ではないというふうには思っておりますけれども、まだつぶさに全部の関係調べておりませんので、これからほかに影響出てくるかどうかというのは、これからまたつぶさに調べていきたいというふうには思っております。

ただ、現時点ではないというふうに思っております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしといたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第32号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第32号の工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。  
議案書7ページをお開きいただきしたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町浄化センター中央制御設備更新工事（電気設備）であります。

平成17年5月11日、株式会社明電舎北海道支店、株式会社東芝北海道支社、北海道富士電機株式会社、株式会社日立製作所北海道支社、三菱電機株式会社北海道支社の5社により指名競争入札を執行いたしましたところ、1億815万円をもちまして、北海道富士電機株式会社が落札することとなりましたので、同社の代表であります、札幌市中央区大通東7丁目1番118、北海道富士電機株式会社、取締役社長佐藤貢氏と契約を結ぼうとするものであります。

工期につきましては、平成18年2月28日を予定いたしております。

本工事につきましては、幕別町浄化センターの中央制御設備であります中央監視設備及び、中央操作設備の電気設備を更新するものであります。

施工場所につきましては、議案の説明資料11ページの位置図にもありますように、幕別町字明野にあります幕別町浄化センター内に実施するものであります。

工事の概要につきましては、既存の中央監視盤、中央操作卓を撤去し、新たな中央監視制御装置に更新するものであります。

中央制御設備につきましては、中央監視設備とも言われ、中央操作室におきまして、処理場内全ての機器の運転操作を行うとともに、運転時の状況の把握や電流値などのデータを監視及び記録するための設備であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第32号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、追加日程表配布のため暫時休憩いたします。

11：07 休憩

11：07 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程表のとおり、議会運営委員長から、議会運営に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、議題といたします。

日程第10、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、委員の任期満了まで閉会中も継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（本保証喜） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、平成17年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11:09 閉会